

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告示
○ 争議行為の予告(四七二・雇用労働政策課)……………1
○ 道路区域の変更及び供用開始(四七三・道路課)……………1

公告
○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………1
○ 選挙管理委員会告示
○ 公職選挙執行規程の一部を改正する規程(九〇)……………2

告 示

秋田県告示第四百七十二号
平成二十年十月二十八日中通病院労働組合執行委員長森茂から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整

一 道路の区域

県 道	道路の種類		路 線 名	区 間
	旧新別	新		
新	矢坂糠沢線	矢坂糠沢線	北秋田市綴子字戸草沢一五八番一地先から一八三番地先まで	敷地の幅員(メートル)
	北秋田市綴子字戸草沢一五八番六から一七二番二まで	延長(キロメートル)		
旧	北秋田市綴子字戸草沢一五八番六から一七二番二まで	四・〇〇〇～二七・〇〇〇	二・二二七	

二 道路の供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	矢坂糠沢線	北秋田市綴子字戸草沢二九番地先から一七二番二まで

三 供用開始の期日 平成二十年十一月十一日

四 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年十一月十一日から同月二十五日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づ

法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。
平成二十年十一月十一日
秋田県知事 寺 田 典 城

一 事件

- (一) 賃金及び一時金に関すること。
- (二) 職員増員に関すること。
- (三) 労働条件の改善に関すること。

二 日時

平成二十年十一月十二日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

- 秋田市南通みその町三番三十三号 医療法人明和会本部
- 秋田市南通みその町三番十五号 中通総合病院
- 秋田市中通六丁目一番五十八号 中通リハビリテーション病院及び中通歯科診療所
- 秋田市南通みその町四番十七号 港北中通診療所
- 秋田市仁井田湯中町二番四十一号 中通健康クリニック
- 秋田市中通六丁目十四番十八号 ふき健診クリニック
- 秋田市中通六丁目十四番十八号 南通訪問看護ステーション及び南通

在宅介護支援センター

秋田市土崎港北六丁目一番五号 港北訪問看護ステーション

秋田市新屋勝平町三番二十一号 割山訪問看護ステーション

秋田市手形十七流十番十一号 手形訪問看護ステーション

秋田市橋山登町三番十八号 中通高等看護学院

秋田市大曲上栄町六番四号 大曲中通病院

秋田市大曲上栄町一番九号 大曲中通歯科診療所

大仙市大曲栄町一番九号 大曲訪問看護ステーション

大仙市大曲日の出町二丁目三番二十七号 大曲みなみクリニック

概要

救急外来患者及び入院患者の保安要員若干名を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第四百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成二十年十一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

敷地の幅員(メートル)

三・〇〇〇～一・一〇〇〇

二・二四六

二・二二七

延長(キロメートル)

二・二二七

き、公告する。

平成二十年十一月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成二十年十月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秋田道路維持支援センター

三 代表者の氏名

鶴沼順二郎

四 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市

五 定款に記載された目的

この法人は、道路施設の長寿命化と維持管理に貢献できる地域に根ざした人材育成と、地域の実情に即した道路施設の維持管理技術の研究を通じて、地域住民が安全・安心に利用できる道路ネットワークの構築に努め、広く公益の増進に寄与しようとするものである。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年十一月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

別表第二中

特別養護老人ホーム
かくのだて桜苑

仙北市角館町菅沢十五番地一

特別養護老人ホーム
かくのだて桜苑

仙北市角館町菅沢十五番地一

さわやか桜館

仙北市角館町西長野中泊百二十六番地二

改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ

段 行

誤

正

平成二十年十月三十日(号外第一号)掲載の監査委員公告

(原稿誤り)

一

中

十六

情報公開課

情報公開センター

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(83)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
E-mail:matsubarainatsu@natsubarainatsu.co.jp

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄